

◎新潟県告示第708号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和4年6月1日から実施する。

令和4年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。） (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア・イ (略) <u>ウ 新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。）</u>	4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。） (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア・イ (略)